

令和4年6月17日

第24回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和4年6月17日(金) 午後2時45分
2. 会 場 市民会館 第2ホール
3. 出席委員 19名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      3番 柴山 栄重      4番 吾妻 良博  
6番 中村 謙一      7番 野崎 俊幸      9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春    11番 大宮 篤司    12番 菅野 善晴  
13番 菱沼寿美恵    14番 渡邊 正芳    15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子    17番 関 健一      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一    20番 黒澤喜久夫    23番 穴戸 薫  
24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員  
2番 佐藤 秀雄      5番 加藤 良子      8番 浪岡 真澄  
21番 齋藤 貴裕    22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者  
事 務 局 長      関根 卓也  
次長兼庶務係長    佐藤 邦彦      主 査      齋藤 明子  
農 地 係 長      阿部 三起夫    副主査    菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長  
会長  
事務局長  
議長  
農地係長  
議長  
議長  
農地係長  
議長  
農地係長  
議長  
議長  
議長  
議長  
議長  
議長  
議長  
議長  
議長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。  
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

2番 佐藤秀雄委員、5番 加藤良子委員、8番 浪岡真澄委員、21番 齋藤貴裕委員、22番 阿部哲也委員より欠席の旨届出がありました。

事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第24回総会を開催いたします。福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

1番：小山正雄委員、13番：菱沼寿美恵委員を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。  
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。  
会期は、本日16時45分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日16時45分までと決定いたします。  
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(77件)】  
合計77件、令和4年6月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転12件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件の計17件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長1番 (発言を求める。)

議長1番 (発言を許可する。)

整理番号1番の申請地は、譲渡人が相続で取得した土地です。自宅から離れた場所にあり、面積も小さいことから耕作がままならず、農地に隣接している専業農家の譲受人へ贈与することになったものです。整理番号2番については、譲渡人が昨年相続しましたが、県外に住んでおり福島に戻る予定がないということから、譲渡人の父が生前お世話になっていた譲受人へ贈与するものです。いずれも区域協議会では許可相当と判断をいたしました。ご審議よろしく願いいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号3番についてご説明いたします。譲渡人は耕作をやめるということで、事務局にあっせんの申し出をしていました。譲受人はその案件を見て、現地を確認し借りることを決めたとようです。譲受人は新規就農であります。会社員兼農業ですが、身内の会社勤めということで作業時間は十分とれるとのこと。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の方、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号4番につきましては、新規就農開始のためでございます。申請地は現在休耕中で荒れている状況でございます。そこを整地し耕して玉ねぎ及びじゃがいもなどを栽培する予定でございます。別段の面積適用ということで整理番号8番の案件と合わせて20aをクリアしております。区域協議会では問題ないと判断いたしました。整理番号5番につきましては、譲受人の法人は大豆を栽培する予定です。法人として新規営農開始ということですが、代表社員の方はすでに個人で営農開始しており、法人が栽培した大豆の販売先がすでに決まっているとのこと。いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 3ページ、区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号6番の申請者は親子であり、経営移譲年金再設定のためということで問題なしです。整理番号7番の申請者は分家と本家の関係であり、特に問題ありません。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号8番についてご説明いたします。先ほど説明のありました整理番号4番関連であります。新規就農の適用条件を満たしており、区域協議会では許可相当と判断し、今後の営農状態を見守っていきたく思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号9番から5ページ17番までの9件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号9番から17番まで関連がありますので、一括してご説明申し上げます。申請地は全て現在休耕状態になっております。譲受人は当該地区を中心に水田や果樹園を耕作している法人で、申請地の隣接するところにワイン用のぶどうが植栽されており、それと関連して権利取得後にぶどう栽培をするということでもあります。申請地周辺で営農している方はいらっしゃらず山林に囲まれている場所がありますので、今回の申請は地域にとっては望ましいと聞いております。区域協議会で調査検討した結果、地元の意向も勘案して許可相当と判断をいたしましたので、よろしくご審議をお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から17番までの17件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。  
6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

議長 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	申請者の自宅への進入路と駐車場として転用するもので、周りの農地にも影響がなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号2番の案件でございますが、申請人の現在の自宅の隣の農地に住宅を建設するという案件でございます。現在住んでいる自宅は住宅完成後、農業用倉庫として利用するという事です。第3種農地で基準を満たしておりますので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。 7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件の計8件の許可申請で、市処分案件です。 いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番の案件ですが、携帯電話会社の鉄塔の塗装工事のために一時転用するものです。周辺への影響がないことは現地で確認しております。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号2番の件でございますが、譲受人が露天資材置場敷地として活用する案件です。申請地の田んぼは現在耕作をしておらず、周りも荒れている状況で再利用してもらいたいとのことです。区域協議会では許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号3番の案件ですが、飯坂町平野地区内に学校給食センターを新しく設置する市の事業でございます。整理番号4番につきましては、高速道路脇で外構工事を行うということで露天資材置場と露天駐車場に利用する一時転用でございます。周りの農地への影響がないと判断したところでございます。整理番号5番につきましては、申請人は親子関係で、今住んでいる住宅が手狭になったということで、自宅の脇に農家住宅を建てるという使用貸借権設定となっております。3件とも区域協議会では許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。
農地係長	8ページ、区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号6番についてご説明申し上げます。譲受人は譲渡人の長男で、実家の隣に住宅を建てて帰ってくるという案件です。区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。
農地係長	区域番号6番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号7番ですが、譲渡人の娘夫婦が実家の近くに分家住宅を建てるということであり ます。第1種農地でございますが、集落に接続するということで許可相当と判断いたしました。 よろしくご審議お願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ しくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号8番についてご説明いたします。譲渡人は相続でこの農地を取得し、農業委員会に あっせんのお申し出もしておりましたが、高齢になったこともあり処分を急いでいるようであ ります。申請地は第3種農地を含む、宅地化が進んでいるところでありまして、周辺の営農 にも支障がないということで、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審 議お願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、 ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分につ いて、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	9ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通 知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認でき た案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地として の要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願 いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号1番でございますが、この農地については昭和50年頃から耕作がされておらず、 周辺の山林と一体化していることを区域担当委員と事務局で確認しております。農地に復元 するのは困難であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕



議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号2番について説明いたします。5月26日に区域担当委員と事務局で現地を確認いたしました。調査書の写真のとおり、山林化しており、周辺もこのような状態であります。農地に戻すことは困難と区域協議会では判断したところでございます。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号3番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号3番についてご説明申し上げます。この農地は30年前頃から耕作されておらず、区域担当委員と事務局で現地を確認した結果、農地復元は困難と判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。 10ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が11件、46,357㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。 11ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番の利用権の設定を受ける者は、長らく専業農家のところで研修を積んでおり、

5月に認定新規就農者に認定されました。農業用ハウスを2棟設置して、きゅうり栽培を行うということです。現在30歳の青年で、地域でも大いに期待されているところであります。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号2番についてですが、この農地はこれまで緑地として利用されていたところが返され、所有者はもう営農しないということで、この土地の近隣農家である利用権の設定を受ける者が借りる案件です。利用権の設定を受ける者は水稻を中心に多くの農地を耕作している方で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。続いて整理番号3番でございますが、利用権の設定を受ける者は新規就農者であります。この方の父親は果樹の専業農家ですが、息子さんは別の果樹農家で現在ぶどうの栽培を研修中でございます。ぶどうの栽培をしたいということで、区域協議会では問題なしと判断しております。整理番号4番に関しては、利用権の設定を受ける者は、大きく水田を耕作している法人で、区域協議会では問題なしと判断しております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号5番から13ページ7番までの3件、詳細は「議案書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号5番と6番については、利用権の設定を受ける者が同じ方なので一緒にご説明申し上げます。水稻の作付をするということで、就農してからがんばっておられる方でございます。整理番号7番につきましては、利用権の設定を受ける者がすでに15町歩以上作付をしている方でございまして、間違いなく作付けをする方でございます。区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号5番、6番についてですが、筆数が多く、それぞれ面積が小さいです。農業用機械の移動などに大変苦勞なさるのではないかと思います。水稻関係の機械は大きいものが多いわけですが、小さい面積の土地で苦勞なさらないのか、がんばっていただけるのか、何か目的が他にあるのか、お聞きしたい。

10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	ただいまのご質問ですが、利用権の設定を受ける者は、今年50代で退職し専業農家になりました。非常に馬力のある方で、ご両親も農業をやっております。申請地は近い地番が並んでおります。面積は小さいですが、特に問題なく耕作していただけます。他に目的はございません。
議長	1番よろしいですか。
1番	はい。
議長	そのほかご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号8番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号8番の案件ですが、利用権を設定する者は高齢により、同じ地区で営農している法人に耕作をしていただくものです。この法人は果樹を大規模に耕作している方でございまして、間違いなく耕作、管理をしていくものと思われ、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号9番及び10番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号9番と10番の件ですが、いずれも同じ地区の案件でございまして、所有者の方がいずれも高齢で今年から耕作できないということで、地区の中核農家である利用権の設定を受ける者にお願ひし、すでに水稻を作付けされておりますことを確認してまいりましたので問題ありません。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号11番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）

24番 整理番号11番についてご説明いたします。今回申請のあった農地については、以前から利用権の設定を受ける者が耕作しておりましたが、農地中間管理機構を通じた契約に変更することでありまして、すでに作付けされておりますので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書14ページ、報告第1号から22ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

次長 福島市農業経営改善計画認定会議の委員については、認定農業者の多い北福島・飯坂・松川の3地区から、中村謙一委員、大宮篤司職務代理、尾形寅昭委員にご就任いただいておりますが、引き続き再任いただくこととなりましたので報告いたします。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

会長職務代理 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

(会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第24回総会を終了いたします。

(午後3時45分)

令和4年6月17日

これは、福島市農業委員会第24回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人1番 \_\_\_\_\_

議事録署名人13番 \_\_\_\_\_